

第

1

章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

地域福祉とは

「地域福祉」とは、個人が人としての尊厳をもって住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、地域に住む人たちをはじめとした様々な活動主体が支え合い協働して進めていく、地域づくりの取り組みです。



地域防災訓練



介護保険地域福祉シンポジウム



鶴ヶ島西つどいの広場「ぼけっと」

(1) 計画策定の背景

① 地域社会の変容

急速な少子高齢化や核家族化の進行、ひとり暮らし高齢者の増加、生活様式や価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした変化は、地域における人と人とのつながりを希薄なものとし、「地域の輪が崩れている」「近所の親しい付き合いがない」「隣の人がどんな人かわからない」といった状態を生み出しています。

従来あった地域の連帯感や共同体としての結びつきが薄れることにより、相互扶助機能は弱体化し、地域住民が抱える生活課題を複雑で深刻なものとしています。

② 地域福祉の推進

○ 社会福祉基礎構造改革

平成11年に当時の厚生省から「社会福祉基礎構造改革について」として社会福祉事業法等改正法案大綱骨子が示されました。

これは、今後、増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するため、昭和26年の「社会福祉事業法」制定以来大きな改正のなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度について、改革の方向性を定めたものです。

ここで示された理念は、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいて推進する」というものです。

具体的な改革の方向性は、以下のとおりです。

- ・ 個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立
- ・ 質の高い福祉サービスの拡充
- ・ 地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実

○ 社会福祉事業法から社会福祉法へ

社会福祉基礎構造改革を受け、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正されました。

この改正により、第4条において『地域福祉の推進』が明文化され、地域福祉計画に関する規定が第107条（市町村地域福祉計画）及び第108条（都道府県地域支援計画）に定められました。

○ 措置から契約へ

利用者の立場に立った社会福祉制度の実現と社会の変化に対応する福祉サービスの提供を目指した改革により、平成12年4月の高齢者の介護保険制度、次いで平成15年4月に障害者支援費制度（平成18年4月から障害者自立支援法）が導入されました。

今まで県や市町村が、利用できるサービスの内容、サービスを行う事業者や施設を決定してきましたが、利用者本人がサービスを選び契約をする「措置から契約へ」大きな転換が図られました。

【社会福祉法】（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における地域福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基礎整備に関する事項

(2) 計画策定の目的

地域福祉計画は、地域社会の環境が大きく転換している中で、障害の有無や年齢などにかかわらず、個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしい自立した生活が送れるように、支え合い、助け合う仕組みづくりを目指すものです。

こうした取り組みを進めることは、希薄化しているといわれる地域の人と人とのつながりを再生させ、更には、「地域で何ができるだろうか」「一人ひとりにできることは何か」「行政ですべきことは何か」などの地域住民が地域の課題や問題に自ら気づき、解決しようとする姿勢を培うことにつながります。

地域住民が、各種サービスの受け手としてのみではなく、毎日の生活に根ざしたあらゆる問題について、地域社会で連帯して解決していこうとする積極的な行動が求められます。

地域福祉計画の策定と着実な施策の推進を通じて、誰もがいつまでも、安全に安心して暮らせる豊かなまちづくりを目指します。



(3) 計画の期間と位置付け

① 計画の期間

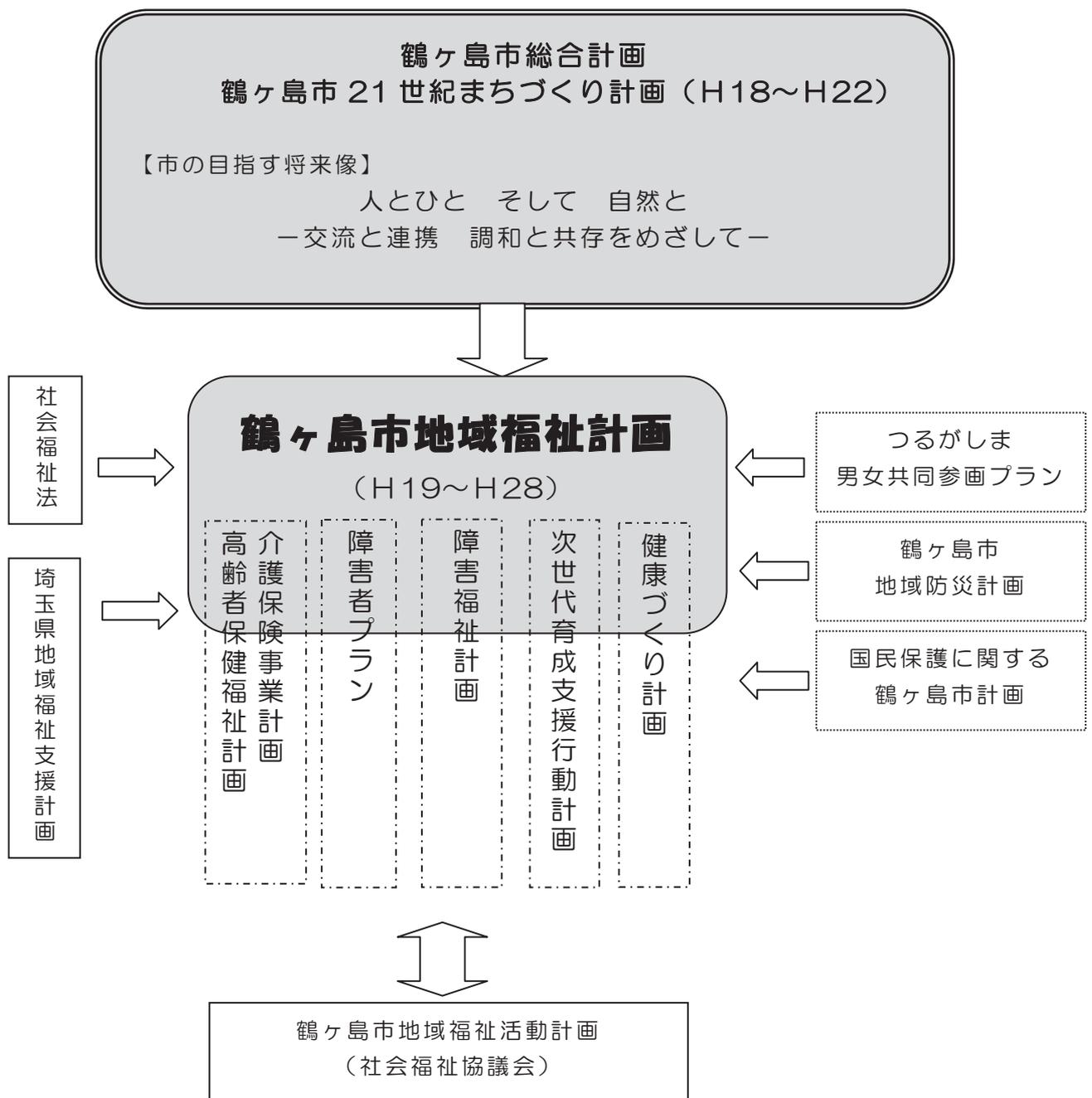
本計画は、平成19年度から平成28年度までの10か年の計画です。施策の進捗状況、社会情勢の変化を踏まえ、平成23年度には必要に応じて見直しを行います。

	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	
計画 策定		←	計画期間									→
						必要に 応じ て見直し						

② 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。

また、「鶴ヶ島市21世紀まちづくり計画（後期基本計画）」を上位計画として、福祉・保健等の各分野計画を補完する計画であり、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものです。



2 計画策定体制

市民参画と協働を基本に計画策定の中心機関として「鶴ヶ島市地域福祉計画策定委員会」を、さらにその下部組織として「鶴ヶ島市地域福祉計画策定市民懇話会」を設置しました。

また、市民組織とは別に、計画策定の連携推進を図るために庁内組織として「地域福祉計画策定庁内調整会議」を、その下部組織として「地域福祉計画策定ワーキンググループ」を設置しました。

(1) 市民組織の設置

① 鶴ヶ島市地域福祉計画策定委員会

策定委員会は、学識経験者1名、社会福祉・保健・医療関係者8名、公募委員4名の合計13名で構成されています。

地域における社会福祉の現状や生活課題などを調査分析し、地域の特性を活かした地域福祉の推進について検討を重ね、市民主体の地域福祉計画の策定に努めました。



地域福祉計画策定委員会

② 鶴ヶ島市地域福祉計画策定市民懇話会

市民懇話会は、公募委員20名で構成されています。

市民懇話会委員が中心となり、市内8小学校区で「地域懇談会」を開催するとともに、「地域福祉計画策定に係る意識調査」「子どもアンケート」「NPO法人・ボランティア団体等へのアンケート」を実施しました。

こうした取り組みを通して、地域福祉に関する問題点や課題、地域の現状を把握し、具体的な解決を目指して、「基本理念」「基本目標」「取り組みの方向性」を市民懇話会の中で決めていきました。

また、3名が策定委員会委員を兼ね、策定委員会と市民懇話会の共通認識を図りながら、円滑な策定に努めました。



③ 地域懇談会

市民のみなさんに計画策定に参加していただくために、市民懇話会委員の方が中心となり、平成17年7月10日(日)から平成18年3月24日(金)まで市内8小学校区(2回目からは7会場)で延べ38回、開催しました。

地域ごとに課題を出し合い、その課題の解決策の議論を通じて、まちづくりを考えました。



栄小学校区地域懇談会



長久保小学校区地域懇談会

(2) 策定の流れ

鶴ヶ島市地域福祉計画

